

2. 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリー事業の内容

2-1. 公共交通（バス）のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	車両	低床バスの導入推進	R7～R11
	バス停	既存老朽化上屋の改修等の検討	R7～R11
	時刻表	低床バスが来る時刻が分かる時刻表の設置	R7～R11



2-2. 道路のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	生活関連経路 A (路線名) ・【A-1】国道 197 号 ・【A-2】(県道)鶴崎停車場線 ・【A-3】(県道)鶴崎大南線 ・【A-4】鶴崎駅前広場 ・【A-5】(県道)鶴崎港線 ・【A-6】(市道)鶴崎・三佐線 ・【A-7】(市道)東鶴崎下徳丸線 ・【A-8】(市道)南鶴崎 6 号線	・道路改築の際、必要に応じて以下の歩道に関する整備または検討を行う。 イ) 有効幅員 2m以上の確保。 ただしやむを得ない場合は 1.5m以上の確保 ロ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 ニ) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置 ト) 排水施設の改良 チ) 低床バス等に対応したバス乗降場の整備 ・バリアフリー化された施設について、必要に応じて修繕またはその検討を行う。	R7~R11

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	特定事業を定める経路以外の生活関連経路	・道路改良の際、必要に応じて以下の歩道に関する整備または検討を行う。 イ) 有効幅員 2.0m以上の確保。ただしやむを得ない場合は 1.5m以上の確保 ロ) 車いす使用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 二) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置 ト) 排水施設の改良 チ) 低床バス等に対応したバス乗降場の整備 ・経過措置対象道路改良の際、必要に応じて以下の歩道に関する整備または検討を行う。 イ) 有効幅員の縮小に係る経過措置 ロ) 歩車道非分離に係る経過措置 ・バリアフリー化された施設について、必要に応じて修繕またはその検討を行う。	R7～R11



2-3. 都市公園のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	公園 (公園名) ・羽佐間児童公園 ・新堀公園 ・東浦公園 ・岩丸児童公園 ・伴出公園	「都市公園移動等円滑化基準」等に適合したバリアフリー化を実施する。 イ) 出入口や園路の改良(十分な幅の確保、段差解消、緩やかな勾配の確保等) ロ) 多目的トイレの多機能化(洗面器周辺の手すり設置等高齢者や障がいのある人などの利用に適した機能の追加)	R7~R11

2-4. 建築物・駐車場のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	毛利空桑記念館	スロープ入口付近の段差解消等の改修内容の検討を行う。	R7~R11

2-5. 交通安全のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	生活関連経路	生活関連経路に関係する交差点等で、既設の音響式信号機・交通弱者感応式信号機、標識、エスコートゾーンの維持管理の必要性を検討する。	R7~R11